

学校施設使用にかかる誓約書

板橋区立小・中学校の学校施設を使用するにあたり、下記の事項について遵守し、団体の構成員全員に周知することを誓約します。

記

- 1 教育活動や管理上の支障※となるような活動は一切しません。使用にあたっては教育委員会及び学校の指示に従います。

※教育活動や管理上の支障とは

- ①施設・設備及び備品を破損及び紛失すること。
- ②使用後の片付けや清掃、機械警備のセットを怠ること。
- ③使用時間の前倒し及び時間を超過した使用（出入り）をすること。
- ④自動車で来校し、施設内及び施設周辺に駐車すること。
- ⑤施設内で音を出す活動により発生する騒音、施設周辺で時間に関係なく大声で騒ぐ、使用後の門の外や道路上での話し合いや打ち合わせ等、近隣住民に迷惑となる行為。
- ⑥施設内及び施設周辺で喫煙をすること。
- ⑦活動時の水分補給以外の飲食及びごみを持ち帰らないこと。
- ⑧その他、児童・生徒の教育活動（部活動等）に支障をきたすこと。

- 2 施設・設備及び備品等を破損した場合は、すみやかに学校及び教育委員会に報告します。
- 3 施設・設備及び備品を破損した場合は、必ず弁償（原状復帰）します。
- 4 板橋区立学校施設使用承認書裏面の「注意事項」を必ず遵守します。
- 5 学校行事及び工事等により、承認の取り消しがあることを承諾します。
- 6 営利等私的な利益を得ること、また撮影等を目的とした使用はしません。
- 7 来校者（同伴の乳幼児・児童・生徒等を含む）の怪我・事故等は、施設・設備が原因となる重大な瑕疵以外、全て使用団体側の責任となることを承諾します。

上記の内容を守らなかった場合は、使用の停止及び団体登録の取り消しをされても異議申し立てをしません。

年 月 日

（宛先）

東京都板橋区教育委員会

団 体 名 _____

代表者署名（自署） _____

（教育委員会事務局保管用）